

後期第二問

BはAとの共謀にもとづきXの事務所に侵入し金品を物色していたところを事務所に忘れ物を取りにきたXに発見され逃走したが、そこから50m離れた工事現場付近で転倒して重傷を負い、追跡してきたXに取り押さえられた。そこでAはBの逮捕を免れさせるためにXに対し特殊警棒で頭部を殴打し、Xに傷害を負わせた。その際、Aに命じられて車を提供しAらに同行していたが窃盗については聞かされていなかったCは、事情を察して直ちにAに加勢し、Xへの暴行に加わった。Dは、計画を聞いていたが、Aに命じられてやむなく自動車の運転を担当していたが、Aの命じるまま、AとCとBを助けるべく上記工事現場まで自車で走行し、その後、Bの奪還に成功したA、CとBを乗せて、逃走した。A～Dの罪責を論ぜよ（住居侵入罪の点を除く）。